

2024・2025・2026年度 真鶴道路 施設保守点検業務委託 募集要項

次のとおり「真鶴道路 施設保守点検業務委託」の業務について、条件付き一般競争入札を行います。

2023年11月17日

神奈川県道路公社
理事長 田中 和久

1 対象業務

委託業務名	履行期間	委託箇所
2024・2025・2026年度 真鶴道路 施設保守点 検業務委託	2024年4月1日から 2027年3月31日まで (3年間)	真鶴道路(真鶴ブルーライン) 足柄下郡湯河原町吉浜から 足柄下郡真鶴町岩地内
業務の概要		
<p>(起工理由) 本業務委託は、真鶴道路の真鶴トンネル、新島トンネルにおける換気設備・非常用設備等及び道路情報板設備等に係る保守点検及び管理運営等を行うことにより、当該設備の機能を保持し、道路の安全を万全に図るものです。</p> <p>(設計概要)</p> <p>(1) 設備保守点検業務委託(機械設備) 1式 トンネル換気設備、トンネル非常用設備、路面排水設備等 4設備</p> <p>設備保守点検業務(電気設備) 1式 受配電設備、自家発電設備、道路情報板設備等 11設備</p> <p>(2) 設備(保全施工・制御)管理業務 1式</p> <p>設備保全施工管理業務 1式 2024年度243人 2025年度242人 2026年度241人</p> <p>設備制御管理業務 1式 2024年度1,095人 2025年度 1,095人 2026年度1,095人</p> <p>(3) 設備維持修繕等業務 1式 管球類交換作業工・清掃作業工、設備触手点検工他</p>		

2 入札等実施日程

実施項目	日 程	備 考
公示日	2023年11月17日(金)	
入札参加申込書の提出	2023年11月17日(金)から 2023年11月24日(金)まで	
入札参加資格確認結果回答	2023年12月15日(金)まで	
設計図書の送付	2023年12月15日(金)まで	
質問書の提出	2023年12月15日(金)から 2023年12月26日(火)まで	
質問の回答期限	2024年1月5日(金)	
入札期間	2024年1月10日(水)から 2024年1月16日(火)17時まで	郵便による
開札	2024年1月17日(水)	疑義申立期間：中2日
落札決定	2024年1月22日(月)	上記開札日程にて落札候補者が決定した場合
業務計画書の提出	2024年2月22日(木)まで	

3 参加資格要件

本入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の要件をすべて満たす法人とします。

なお、法人の支店、営業所又は事業所の参加は認めません。ただし、法人の代表者から支店、営業所又は事業所の代表者に委任がある場合を除きます。

(1) 次の各号の一に該当しないと認められる者

ア 契約の履行に当たり不正の行為、又は当公社の信用を失墜せしめた者

イ 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり、当公社職員の履行を妨げた者

オ 当公社に提出した書類に虚偽の記載をした者

カ その他当公社に著しい損害を与えた者

キ アからカの各号の一に該当する事案があった後、1年を経過しない者

(2) 公告日から入札日までの期間中であって、次の各号のいずれかに1つでも該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けている者を除きます。

ウ 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けている者を除きます。

エ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者。

オ 法人税、法人事業税、法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者。

キ 神奈川県道路公社の指名停止中の者。

(3) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(4) 社会保険料の未納がないこと。

(5) 委託業務を適切に行うことができる実施体制であると認められる者で、かつ健全な経営状況であること。

(6) 当公社、国、地方公共団体、各高速道路株式会社、その他の地方道路公社等の管理する道路及び道路運送法に基づく一般自動車道（以下「道路等」という。）における次に掲げるすべての業務又は同種業務（※）を、過去10年間（2013年4月1日から2023年3月31日までの間をいう。）に通算して2年以上元請で受注（①～③については、一括受注）し、適正に履行した実績を有する者であること。

① 設備保守点検業務

② 設備保全施工管理業務

③ 設備制御管理業務

④ 設備維持修繕等業務

※「同種業務」とは、別添特記仕様書に記載する上記①～④の業務をいいます。

(7) 配置予定従事者に関する要件は、次のとおりとする。

① 別添特記仕様書第3章3-1(2)に定めるとおり、設備保全施工管理員は、下表に示す国家資格のいずれかを有するとともに、3年以上の実務経験を有し、対象設備の運用状況及び機能状態に精通し、設備点検結果の統計解析、現場管理及び他の発注工事等との調整等を自ら実施できるものでなければならない。

業務種別	国家資格	実務経験
施設保全施工管理業務	・ 第一種電気主任技術者 ・ 第二種電気主任技術者 ・ 第三種電気主任技術者 ・ 一級電気工事施工管理技士	高圧受配電設備又は非常用設備にかかる保守点検に従事した経験を3年以上有するものとする。

② 別添特記仕様書第4章4-1(2)に定めるとおり、設備制御管理員は、下記のアからイに示す要件を満たすものとする。

ア 監視設備等の監視・操作に従事する者は、電気・機械等設備監視システム等において3年以上の実務経験を有することとする。

イ ただし、調査職員がそれと同等と認めるものであればこの限りではない。

(8) 警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務の認定を受けていること。

(9) 2024年2月22日(木)までに、業務計画書を提出し、当社の承諾を得ることができる者であること。

(10) 履行期間開始まで及び、履行期間開始後において必要とする期間を本業務の引継期間と定め、2023年度の受注者から業務運営に支障が生じないよう業務の引継を受け、業務開始のための準備を行うことのできる者であること。

なお、これに係る費用は本入札落札者の負担とします。

4 競争入札参加資格確認申請

参加希望者は、次のとおり必要な書類(以下「提出書類」という。)を直接持参してください。(郵送、電話、ファックス及び電子メール等による受付は行いません。)

(1) 提出期間

2023年11月17日(金)から2023年11月24日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の9時から16時の間(ただし、12時から13時までの間を除く。)

(2) 提出書類(提出部数各1部)

ア 競争入札参加資格確認申請書(兼)誓約書

イ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

ウ 会社概要書等

エ 過去3年間の決算書及び決算資料説明書(例:科目明細内訳書)

オ 過去3年間の法人税申告書一式(写し)

カ 納税証明書(国税) 納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明

キ 納税証明書(県税) 未納がないことの証明

ク 社会保険料納入証明書 「対象期間」は過去2年間の納入額及び未納がないことの証明

ケ 「3 参加資格要件(6)」に指定する同種委託業務の内容及び完了を確認できる書類

・契約書(仕様書含む。)、検査済証、発注者による業務委託証明書等(様式は任意)

コ 配置予定従事者の資格、経歴等

・特記仕様書に定める配置予定従事者の保有資格を証する書類(写し)

・特記仕様書に定める配置予定従事者の業務従事経歴書

・特記仕様書に定める配置予定従事者の雇用条件を確認できる書類(写し)

・特記仕様書に定める警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務の認定を受けていることを証する書類(写し)

サ 緊急時等における業務実施体制(組織系統図等)

※ 公的証明書類は発行後3カ月以内の原本(写しでも可)とします。

(3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を「17」に記載の担当者まで直接持参してください。

5 提出書類に対するヒアリングの実施

下記に記載される審査会の審査に資するため、提出書類に対するヒアリングを必要に応じて実施します。実施する場合、日時、会場、出席者については別途申請者に対し連絡します。

6 競争入札参加資格確認申請に対する審査会

競争入札参加資格確認申請に対する審査のために、審査会を設置します。審査の視点、審査項目は次のとおりです。

審査の視点	<ul style="list-style-type: none">・健全な経営状況であると認められる者であるか。・過去の同種業務の受注実績は十分か。・配置予定従事者の資格、経歴等は十分か。・緊急時等における業務実施体制は十分と認められる者であるか。
-------	--

審査項目	4 (2)のうち審査対象書類
会社の経営状況	エ、オ、カ、キ、ク
同種業務の受注実績	ケ
配置予定従事者の資格、経歴等	コ
緊急時等の業務実施体制	サ

7 審査結果通知

前項の審査による参加資格の有無を、2023年12月15日（金）までに通知を発送します。

8 設計図書の取得方法と現地確認

競争入札参加資格「有」の申請者に対し、2023年12月15日（金）までに、競争入札参加資格申請書(兼)誓約書に記載のメールアドレスあてに設計図書（またはダウンロード方法）を送信します。

競争入札参加資格「有」の申請者のうち、業務委託箇所等の現地確認を希望する場合は、2023年12月20日（水）または12月21日（木）に実施するので、「17」に記載の担当者あて2023年12月18日（月）までに電話連絡をしてください。

9 設計図書に関する質問及び回答

2023年12月15日（金）から2023年12月26日（火）17時までに、以下アドレスに質問書を添付のうえ、メールを送信してください。

※ 設計図書と併せて送信する参考様式「質問書」を使用してください。

※ メールの件名には、本件業務名を記載してください。

※ 質問文面には社名を記さないでください。

※ 質問書をメールに添付して送信してください。

メールアドレス：keieikanri@kdt-kousha.or.jp

質問が寄せられた場合には取りまとめ、その回答を2024年1月5日（金）までに当会社ホームページ（入札情報欄）に掲載します。質問をしなかった場合でも、必ず確認をしてください。

10 入札方法等

(1) 郵便入札（簡易書留郵便またはレターパックプラス）により実施します。

(2) 入札書（指定様式）記入に関する留意事項

ア 入札書に記載する際は、黒のボールペンを使用し、楷書で記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び消せるボールペンによる記入は無効とします。入札者名及び住所は、ゴム印でもかまいません。

イ 入札者は、代表者となります。代表者以外の入札は無効です。ただし、神奈川県競争入札参加資格者名簿に受任者が登録されている場合、受任者でもかまいません。

ウ 入札書中の日付は、「開札日」（2024年1月17日）を記入してください。

エ 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。（落札決定に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とします。

オ 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に¥を記入してください。

カ 金額を訂正又は抹消したものは無効となります。

キ 入札件名等の誤字・脱字による意思表示が不明瞭な入札は無効となります。

ク 入札書の担当者欄には、落札者となった場合に速やかに連絡がつく担当者及び連絡先の電話番号及びメールアドレスを記入してください。

(3) 入札書等の郵送方法

ア 「簡易書留郵便またはレターパックプラス」により、2入札等実施日程の入札期間（2024年1月10日(水)から2024年1月16日(火)17時まで）内に到達するよう提出先住所へ郵送してください。

イ アに示した以外の方法（普通郵便、宅配便、持参による提出及びFAXによる送信等）で提出された入札書、また入札期日を過ぎた入札書等は受理しません。その場合、入札は無効となります。

ウ 郵送の費用は、入札参加者の負担となります。

エ 入札書の郵送にあたっては、次により「二重封筒」としてください。

なお、この「二重封筒」とは、封筒そのものが二重になっている既成封筒のことではなく、次のとおり2種類に分けた封筒をいいます。

(ア) 内封筒 長形3号の封筒

a 内封筒には入札書を入れ、しっかり糊付けし封印してください。封印する印鑑は、入札書と同じ代表者印を使用してください。

なお、セロハンテープの使用は不可とします。

b 内封筒の表には、①委託業務名②入札者名を記入し、余白に「入札書在中」と記載してください。

(イ) 外封筒 (ア)が封入可能な封筒

外封筒には、(ア)内封筒を入れて、しっかり糊付けし、当公社あて郵送してください。外封筒の表に「入札書在中」と記入し、裏に①委託業務名 ②開札日 ③差出人

住所 ④社名を記入してください。(レターパックプラスの表面に差出人の記載がある場合は、裏への③差出人住所 ④社名の記入は不要です。)

なお、セロハンテープ等による封かんは不可ですが、封印の必要はありません。

(ウ) 内封筒、外封筒ともに社名の入った既製の封筒を利用してもかまいません。

なお、既製の封筒を使用する場合においても、委託業務名等記載事項は忘れずにご記入ください。

(4) 入札辞退について

入札を辞退する際は、入札辞退書を開札日前日 17 時までには到達するよう持参又は郵送(普通郵便可)により提出してください。

(5) 入札書等郵送宛先

〒231-0023 横浜市中区山下町 1 番地 シルクセンター423 号室
神奈川県道路公社 経営管理課

(6) 入札書の提出期日

上記 10 入札方法等(3)入札書等の郵送方法 アに記載の期間内に到達するよう発送してください。

なお、指定した入札期間以外に到達した入札書は無効となります。

(7) 入札書の到達確認

入札書の到達確認の問い合わせには一切応じませんので、配達状況は入札参加者ご自身でご確認ください。

(8) 入札書等の取扱い

受理した入札書等は、開札前・開札後とも返却しません。

なお、入札参加者による談合等の情報があった場合又はこれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会等に提出する場合があります。

11 開札等について

(1) 入札書の開札は、「2 入札等実施日程」に記載した開札日に、公社職員 2 名が実施します。

(2) 入札参加者による開札の立会いは、行いません。

(3) 入札回数は原則として 1 回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者がいないときには、2 回目の入札を実施します。

なお、1 回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は 1 回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

(4) 2 回目の入札に参加資格を有する者には、公社職員から 2 回目の入札を実施する旨を電話連絡等により入札書に記載の担当者あてに通知します。

(5) 2 回目の入札は原則として、2 回目の入札の実施を通知した日の翌日から土日祝を除く平日の 3 日目を入札書の提出期限とし、その翌日(土日祝の場合は、これらを除く平日)に開札します。

《例1》 木曜日に1回目入札を開札した場合

木曜日 (1回目の開札日)	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
1回目の開札後、落札者がいないため、2回目の入札を通知	1日目	—	—	2日目	3日目 (2回目の入札書の提出期限)	2回目の開札日

《例2》 木曜日に1回目入札を開札した場合（月曜日が祝日の場合）

木曜日 (1回目の開札日)	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日 (祝日)	火曜日	水曜日	木曜日
1回目の開札後、落札者がいないため、2回目の入札を通知	1日目	—	—	—	2日目	3日目 (2回目の入札書の提出期限)	2回目の開札日

- (6) 2回目の開札の結果、予定価格の範囲内及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者がいない場合、入札は不調とします。また、2回目の入札において応札者がいない場合も不調とします。
- (7) 入札参加者が1者の場合においても、入札は有効とします。

12 落札者の決定

- (1) 本件入札の最低制限価格は予定価格の100分の83です。最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。
- (2) 落札候補者に対し入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できたのち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。落札者に対しては、電話にて落札決定した旨を連絡します。
- (3) 審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと確認できたときには、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上の場合は、くじにより落札者を決定します。その場合は、開札後、公社入札担当者より速やかに入札者へくじを引く日時を連絡し、来社していただきますので、入札者は開札日に連絡を受けられる体制を整えておいてください。

なお、入札者がくじ引きに来社できない場合は、委任状をご用意ください。代理人としてくじ引きに来社される方は、身分を確認できるもの及び名刺を持参してください。

13 疑義等申立期間

入札書を提出した者で、入札執行手続き等に疑義がある場合には、開札日の翌日から起算し

て2日の間に（土日祝を除く、9時から16時まで。ただし、12時から13時までを除く。）、委託費内訳書の設計図書と比較ができる資料を持参のうえ、事務担当 経営管理課まで申し出てください。求めに応じ、設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。

14 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

- (1) 入札参加の資格がない者がした入札
- (2) 記名押印のない入札又は入札事項を表示しない入札
- (3) 誤字、脱字等により、意思表示が不明確な入札
- (4) 同一事項に対し、2通以上した入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- (7) 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者がした入札

15 入札結果の公表について

落札者を決定した場合、入札結果を公社ホームページにて掲載します。

16 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金は免除します。
- (3) 契約保証金は免除します。
- (4) 入札を希望しない場合には、参加しないことができます。
- (5) 一度提出した入札書は、書替、引換又は取り消しをすることができません。
- (6) 落札者が契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は神奈川県指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しません。
- (7) 入札に要する費用
入札参加者が本件入札に関して要する費用については、入札参加者の負担とします。
- (8) 契約の締結
契約の締結にあたっては、契約書の作成を要し、落札決定後7日以内に締結します。
なお、契約締結に要する費用は落札者の負担とします。
- (9) 落札者が契約締結までに、3に掲げた競争入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (10) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の数量を優先することとします。
- (11) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期、若しくは取り止めることがあります。

(12) 開札した後であっても、契約が確定する前に、発注者による入札執行手続きの誤り、又は入札公告や設計図書が原因で、入札の公平性が損なわれていることが判明した場合は、入札を無効とすることがあります。

(13) この契約は、当社の2024年度予算の成立をもって本契約となります。

17 問合わせ先

本件入札（委託内容等を含む。）に関し、下記の問合わせ先以外へは照会を行わないでください。

（問合わせ先） 神奈川県道路公社 経営管理課担当（竹内） 電話（045）479-7755

以上

第1号様式

競争入札参加資格確認申請書（兼）誓約書

2023年 月 日

神奈川県道路公社 理事長 田中 和久 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

2023年11月17日付けで公告の「2024・2025・2026年度 真鶴道路 施設保守点検業務委託」の入札に参加したいので、競争入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、入札公告の競争入札参加資格要件をすべて満たすことを誓約します。また、誓約後に要件を満たさなくなった場合は、本件入札を辞退します。

この申請書の担当者名・連絡先

(ふりがな) 担 当 者 名	
所 属 部 課	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

[添付書類]

- ア 競争入札参加資格確認申請書(兼)誓約書
- イ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ウ 会社概要書等
- エ 過去3年間の決算書及び決算資料説明書（例：科目明細内訳書）
- オ 過去3年間の法人税申告書一式（写し）

- カ 納税証明書（国税） 納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明
- キ 納税証明書（県税） 未納がないことの証明
- ク 社会保険料納入証明書 「対象期間」は過去2年間の納入額及び未納がないことの証明
- ケ 「3 参加資格要件（6）」に指定する同種委託業務の内容及び完了を確認できる書類
・ 契約書（仕様書含む。）、検査済証、発注者による業務委託証明書等（様式は任意）
- コ 配置予定従事者の資格、経歴等
・ 特記仕様書に定める配置予定従事者の保有資格を証する書類（写し）
・ 特記仕様書に定める配置予定従事者の業務従事経歴書
・ 特記仕様書に定める配置予定従事者の雇用条件を確認できる書類（写し）
・ 特記仕様書に定める警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務の認定を受けていることを証する書類（写し）
- サ 緊急時等における業務実施体制（組織系統図等）
- ※ 公的証明書類は発行後3カ月以内の原本（写し可）とする。

真鶴道路 施設保守点検業務委託特記仕様書

神奈川県道路公社

第1章 一般事項

1-1 適用範囲

本特記仕様書は、神奈川県道路公社（以下「甲」という。）の「真鶴道路 施設保守点検業務委託」の契約の履行に係わる事項を定めたもので、本施設保守点検業務委託受託者（以下「乙」という。）は、契約書及び本特記仕様書の内容に基づき、契約の適正な履行を図るものとする。

1-2 業務概要

- (1) 業務名：真鶴道路 施設保守点検業務委託
- (2) 路線名：真鶴道路（真鶴ブルーライン）
- (3) 業務箇所：足柄下郡湯河原町吉浜から真鶴町岩地内
- (4) 業務内容

本業務は、下記の①から④のとおりであり、甲が管理する真鶴道路において、道路を常に良好な状態に保つため、道路に設置された機械設備（トンネルの換気設備、非常用設備、路面排水設備等）及び電気設備（受配電設備、電源設備、自家発電設備等）の保守点検を実施するとともに、管理事務所に設けた監視制御室において、遠方監視システムにより24時間体制で、監視及び制御を行うものである。

また、本業務は、適切な点検とともに設備故障等の緊急時に素早く対応できる体制が必要なため、同種同等業務の実績及び所定の国家資格を有する技術者の配置を要するものである。

- ① 設備保守点検業務
- ② 設備保全施工管理業務
- ③ 設備制御管理業務
- ④ 設備維持修繕等業務

(5) 履行期間

2024年4月1日から2027年3月31日（3年間）

(6) 提出書類の様式

乙が提出する書類は、甲が「特記仕様書別紙書類・提出様式一覧」（別添）で定めるものとする。

なお、様式が定められていないものについては、乙が任意の様式で甲の承諾を得て提出するものとする。

1-3 業務計画書

- (1) 乙は、業務着手前に業務計画書を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

また、業務計画書の内容を変更する場合は、調査職員と協議するものとする。

(2) 業務計画書の内容

- ① 業務概要
- ② 業務内容
- ③ 業務実施体制（緊急時含む）
- ④ 業務工程（年間予定表）
- ⑤ 業務資金計画（月別資金計画書（別紙-1））
- ⑥ 業務実施方針（留意事項及び補足事項等）

- ⑦ 業務記録管理（点検記録簿、判定基準等）
- ⑧ 業務組織体制（安全衛生管理、安全教育等）
- ⑨ その他（創意工夫点等）

1-4 資料の貸与及び返還

甲は、施設の図面及び関係資料等を乙に貸与するものとする。

また、乙は、貸与された図面及び関係資料等について、履行期間内に必要がなくなった場合は、速やかに甲に返却するものとする。

1-5 受注者相互の協力

乙は、業務の実施に当り、真鶴道路に係る工事及び料金徴収等業務など、関連する業務の受注者と十分に調整の上相互に協力しなければならない。

1-6 打合せ

乙は、業務を適正かつ円滑に実施するため、調査職員と常に密接な連絡をとり、必要に応じ十分な打合せを行うものとし、「業務打合簿」(様式1-1号)を、調査職員に提出することにより、相互に記載事項について確認するものとする。

また、調査職員から指示事項等がある場合も同様式により行い、相互に記載事項について確認するものとする。

1-7 緊急時の体制

- (1) 乙は、休日及び夜間においても、速やかに参集可能な体制を確立しておくものとする。
- (2) 乙は、緊急時には、必要な資機材を速やかに準備できるよう努めるものとする。

1-8 調査職員等の立会い及び検査

- (1) 調査職員は、業務が契約のとおり行われているか確認をするために、いつでも現場に立入り及び立会い、又は検査し得るものとし、乙はこれに協力しなければならない。
- (2) 乙は、必要に応じて甲に対して立会い及び検査を要請することができる。
- (3) 乙は、毎月「業務実施実績月報」(様式1-2号)を調査職員に提出し、その確認を受けるものとする。

1-9 業務実施中の安全の確保等

(1) 業務の安全

- ① 乙は、業務箇所が別途工事と隣接又は同一場所の場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うものとする。
- ② 乙は、業務実施中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づき適切な措置を講じておかななければならない。

(2) 安全対策

- ① 乙は、業務関係者だけでなく、付近住民、一般通行人、一般通行車両等の第三者の安全の確保に関する万全の措置を講じなければならない。

- ② 乙は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (3) 自然災害体制の確立
- 乙は、業務実施中における自然災害に対し、配備体制を確立しておかなければならない。なお、台風等が予め予想される場合は、調査職員に配備体制表を提出しなければならない。
- (4) 事故等の報告
- 乙は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- ① 業務実施中に事故等が発生した場合は、「業務中事故報告書」(様式1-3号)。
- ② 電気事業法及び同法関係諸規則に基づく報告は、「電気事故報告書」(様式1-4号)。
- (5) その他
- 上記以外の安全確保の事項については、調査職員の指示に従わなければならない。

1-10 交通規制

乙は、業務実施に伴う交通規制に際しては、警察からの道路工事等協議書の回答に基づき、調査職員の指示に従い、安全対策及び作業員等の保安に万全を期さなければならない。

1-11 関係法令及び条例の遵守

乙は、業務の実施に当たって諸法令の適用・運用は、乙の責任において行わなければならない。

1-12 秘密の保持

秘密保持の取扱いは、「神奈川県道路公社個人情報保護規程」(別紙-2)によるものとする。

1-13 業務用通行証等の交付

乙は、業務の実施に必要な車両が真鶴道路に乗り入れる場合は、業務用通行証の交付を受けるものとする。

- (1) 業務用通行証の交付については、「道路通行証等交付申請書」(様式1-5号)に基づき、「道路通行証等受領書」(様式1-6号)を提出するものとする。
- (2) 乙は、業務完了時に「道路通行証等返納書」(様式1-7号)により、返納するものとする。

1-14 業務の引継ぎ協力

- (1) 乙は、業務を完了するに際して、完了時以降に業務を行う新受注者(以下「丙」という。)が実施する事前研修及び引継ぎに対して協力しなければならない。
- 併せて、乙は、各種報告書及び遠方監視システムに係る記録データ等を丙に引き継がなければならない。
- (2) 乙は、業務を完了するに際して、甲からの協力要請があったときは、業務に支障が生じない範囲においてその要請に応じなければならない。
- (3) 乙が同時に丙である時は、甲との協議のうえ、本適用を除外とすることができる。

第2章 設備保守点検業務

2-1 保守点検業務の対象設備(機械・電気)

機械設備及び電気設備に関する保守点検(定期・臨時)業務は、下記の16設備を対象とし、構造、機能、目的、設定、状態及びこれまでの保守、補修、障害並びに対応履歴等を精査し、動作確認、状態把握を行うとともに、施設を正常な状態に保つために必要な措置等を行うものである。

保守点検に当たっては、豊富な経験と優秀な技術を有する者を派遣すること。

なお、各設備の数量等は「保守点検業務の対象設備(機械・電気)」(別紙-3)のとおりである。

(1) トンネル換気設備

トンネル換気設備とは、排風機、ジェットファン、換気制御盤、換気操作盤・補助継電器及び各種動力盤並びにクレーン装置等をいい、その範囲は、換気装置本体、電動機及び自動制御装置並びに付属機器等とする。

(2) 計測設備

計測設備とは、煙霧透過率計、交通量計測設備、風向風速計(真鶴トンネル内3台、東西換気所各1台)及び一酸化炭素検出計をいい、その範囲は、各設備機器とする。

(3) トンネル非常用設備

トンネル非常用設備とは、通報装置、消火栓、消火器、給水栓、自動弁、端子盤、中継器盤、ポンプ、電動機、防災受信盤、トンネル警報装置、ポンプ起動盤、水噴霧放水ヘッド、水槽、非常電話、配管をいい、その範囲は、各設備機器とする。

(4) 路面排水設備

路面排水設備とは、ポンプ、電動機、電極棒等液面スイッチ、配管弁類、制御盤及びクレーン装置等をいい、その範囲は、貯水槽の排水流入管より放流管までの電気及び機械装置とする。

(5) 受配電設備

受配電設備とは、電力を受電、変電及び配電する設備をいい、その範囲は、受電盤、変圧器盤、配電盤、負荷用開閉器の二次側端子までとする(盤内、盤間配線を含む)。

(6) 直流電源、無停電電源設備

直流電源設備とは、受配電、自家発電設備の制御用電源、遠方監視制御設備、各種通信備の操作用電源及び非常用電源として設置する設備をいい、無停電電源設備とは、商用電源停電時の非常用電源として、トンネル照明、遠方監視制御設備、各種通信設備及び情報処理設備に電源を供給する設備をいい、その範囲は、負荷開閉器の二次側端子までとする。

(7) 自家発電設備

自家発電設備とは、非常用発電設備と可搬式発電装置のことをいう。

① 非常用発電設備とは、停電時に各負荷設備に自動で切替て速やかに電力を供給する設備をいい、その範囲は、発電機盤主開閉器二次側までとする。

② 可搬式発電装置とは、料金所・東西換気所に設置し、停電時に自家発電設備が自動起動せずG C回路へ切り替えが行われなかった場合に備えて、本装置の手動操作により速やかに起動及び切り替えを行って東西ポンプ等の電源を確保する目的で設置されている。

また、受変電設備の年次点検及び、自家発電設備の実負荷試運転等にも使用する装置をいい、その範囲は、可搬式発電装置本体とする。

(8) ラジオ再放送設備

ラジオ再放送設備とは、トンネル内放送及びトンネル内の非常事態の発生等を通行車に放送するための設備をいい、その範囲は、ラジオ放送の再送信装置卓等とする。

(9) 道路情報板設備

道路情報板設備とは、道路の諸情報を伝達するために道路に設置された可変式の表示板設備をいい、その範囲は、各機器、支柱及び基礎とする。

(10) 気象観測設備

気象観測設備とは、気象状態(雨量、風向風速、温度等)を観測するために設置された設備をいい、その範囲は、検出部、制御記録部及び監視部の各装置とする。

(11) 監視カメラ設備

監視カメラ設備とは、道路上、トンネル内及び福浦 I C 等に設置されている監視カメラ等の設備をいい、その範囲は、カメラ装置、制御装置、伝送装置、モニターテレビ、操作卓等の各装置とする。

(12) 遠方監視制御設備

遠方監視制御設備とは、各 I C、トンネル等の諸設備を遠方で監視制御及び計測するための設備をいい、その範囲は、親局(管理事務所)にあつては伝送装置、監視盤及び操作卓、子局にあつてはMDFの二次側端子以降の各機器とする。

(13) 車種別車両感知装置

車種別車両感知装置とは、センサーで取得されたデータを確認できる装置をいい、その範囲は、各機器とする。

(14) 通行止ゲート設備

通行止ゲート設備とは、大津波警報発表等の緊急時に、真鶴道路の通行規制を行う装置をいい、その範囲は、遠隔制御遮断機、制御盤、監視カメラ及び規制表示板等とする。

(15) 拡声設備

拡声設備とは、拡声放送により、トンネル内の火災その他の事故の発生を、道路管理者から運転者等に伝達するための設備をいい、その範囲は、各機器とする。

(16) その他調査職員が定めるもの

① 道路照明、標識照明設備

道路照明、標識照明設備とは、道路上に設置された照明設備及び固定式道路標識照明設備をいい、その範囲は、電線路から端末機器までとする。

② トンネル照明設備

トンネル照明設備とは、トンネル内に設置された照明灯具、電線路及び分電盤をいい、その範囲は、分電盤から端末機器までとする。

③ その他設備

その他設備とは、道路に設置された信号機、警告灯、自発光デリネーター及び岩大橋桁下に設置された航路障害灯設備をいう。

2-2 適用範囲

(1) 業務の内容

設備保守点検業務は、機械設備及び電気設備の保守点検業務に関する一般的事項を取り扱うもので、施設を常に正常な状態に保つために実施する業務であり、その業務内容は①から③のとおりとする。

なお、実施に当たっては、有料道路の安全性・信頼性の確保のため、設備保全施工管理業務等と連携し適切に行うと共に、必要に応じて手法・頻度の見直しなど設備の最適な運用の確保に努めなければならない。

① 日常点検・定期点検

日常点検・定期点検は設備の状態観測、動作確認及び手入れを行うもので、主として目視等の五感により異常の有無の確認及び軽微な手入れを行う日常点検と、主としてシステムを機能停止させて計器を用いた測定及び設備間の連係動作確認並びに手入れを行う定期点検を実施するものである。

② 臨時点検

自然災害及び事故発生等により設備の機能に重大な影響を受けた場合、又は故障発生が予測される場合に実施するものとする。

③ その他

点検中に設備の異常を発見した場合、また、突発的な設備故障等により緊急に復旧・初期対応等を行う必要が生じた場合は、状態の把握を行い応急処置等適切な処理を行うものとする。

なお、重故障対応に関する事項は設備保全施工管理員へ速やかに報告し指示に従うものとする。

臨時点検及び故障対応・緊急対応の費用については、別途、調査職員と協議し別契約において精算を行うものとする。

2-3 業務の実施

乙は、業務を実施する際には、下記の①から⑥の事項に留意するものとする。

- ① 業務の実施に当たっては、工程、作業方法、運転停止、停電等の範囲、及び資材、工具、測定器具等の取り扱いについて、設備保全施工管理員と十分に打合せを行うものとする。
- ② 活線作業は、原則として行ってはならない。
- ③ 業務は、原則として2名以上で行うものとする。
- ④ 業務終了後は、設備制御管理員と施設の状況確認、連絡を行うものとする。
- ⑤ 業務実施時に、設備の機能が失われるもの及び交通運用に支障を及ぼすものは、調査職員と連絡調整のうえ必要に応じ関係会社と協議を行い、機能の確保又は機能停止連絡を行うものとする。協議等の内容は、議事録として記録するものとする。
- ⑥ 測定時停電を伴う場合、業務上必要な設備に対して電力を供給するものとする。

2-4 保守点検回数

乙は、「設備保守点検業務点検回数総括表」（機械設備：別紙-4、電気設備：別紙-5）により「設備保守点検業務年間予定表」（別紙-6）を作成し実施しなければならない。

2-5 保守点検内容

乙は、「設備保守点検業務点検項目一覧表」（機械設備：別紙-7、電気設備：別紙-8）に明記された内容で、点検を実施しなければならない。

2-6 点検報告書

該当設備の点検実施後に点検内容を記録し、「業務報告点検日報」（様式2-1号）に「点検報告書」（機械設備：様式2-2号、電気設備：様式2-3号）を添付して、調査職員に報告しなければならない。

2-7 設備保守点検業務実施予定表

乙は、毎月の設備保守点検の実施予定を、「設備保守点検業務実施予定表」（様式2-4号）により、前月25日（4月にあつては、4月1日）までに調査職員に提出し確認を受けるものとする。

また、設備保守点検業務実施後は、「設備保守点検業務実施表」（様式2-5号）により翌月5日（3月にあつては、3月31日）までに調査職員に提出するものとする。

2-8 勤務表

乙は、毎月の保守点検に従事する点検員勤務予定者を、「設備点検・制御管理員勤務予定表」（様式2-6号）により、前月25日（4月にあつては、4月1日）までに調査職員に提出し確認を受けるものとする。

また、勤務実施実績を「設備点検・制御管理員勤務実施表」（様式2-7号）により翌月5日（3月にあつては、3月31日）までに調査職員に提出するものとする。

2-9 故障報告書及び電気事故報告書

乙は、施設に故障が発生し、応急の措置をとった場合、「故障等報告書」（様式2-8号）及び「故障日報」（様式2-9号）により調査職員に報告し確認を受けるものとする。

また、電気事業法及び同法関係諸規則に基づく電気事故報告を必要とするときは、「電気事故報告書」（様式1-4号）により調査職員に提出するものとする。

2-10 予備品管理

施設を正常な状態に保つために必要な予備品の在庫管理を行うものとする。

設計図書によって購入が定められた予備品、及び設備の故障等により新たに部品の購入が必要な場合は調査職員と協議し、費用については別途、調査職員と協議するものとする。

2-11 管理用自動車

(1) 管理用自動車

本業務に使用する乙の管理用自動車は、1,500CC以上のライトバンとし、道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両でなければならない。

なお、乙は、指定を受けた場合は、その写しを調査職員に提出するものとする。

(2) 施設の使用

乙は、乙の管理用自動車について、業務履行期間は甲の施設（駐車場）を無償で使用できるものとする。

第3章 設備保全施工管理業務

3-1 設備保全施工管理員

(1) 設備保全施工管理員の業務概要

設備保全施工管理員は、設備保守点検結果等を解析し、対象設備（2-1の16設備）を常に正常な状態に保全及び管理する業務であり、障害発生時には適切な復旧及び初期対応を行うとともに、必要に応じて設備の改善・補修について調査職員に提言を行うものとする。

(2) 業務に従事する設備保全施工管理員の資格

設備保全施工管理員は、下表に示す国家資格のいずれかを有するとともに、3年以上の実務経験を有し、対象設備の運用状況及び機能状態に精通し、設備点検結果の統計解析、現場管理及び他の発注工事等との調整等を自ら実施できるものでなければならない。

業務種別	国家資格	実務経験
施設保全施工管理業務	・ 第一種電気主任技術者 ・ 第二種電気主任技術者 ・ 第三種電気主任技術者 ・ 一級電気工事施工管理技士	高圧受配電設備又は非常用設備にかかる保守点検に従事した経験を3年以上有するものとする。

(3) 設備保全施工管理員届

乙は、設備保全施工管理業務を実施するにあたり、氏名、資格、その他必要事項を記載した「設備保全施工管理員届」（任意様式）を作成し、調査職員に提出するものとする。

(4) 設備保全施工管理業務に従事する者の心得

本業務を実施するにあたっては、下記の①から③の事項を十分に心がけておかなければならない。

- ① 日常業務はもとより、非常時に際しても迅速適切かつ安全に業務を遂行するために、各種設備への理解を深めておくこと。
- ② 設備、機器の構造、動作及び操作方法並びに配電系統等への理解を深めておくこと。
- ③ 調査職員と十分に協議及び調整を行うこと。

(5) 連絡体制の確保

設備保全施工管理業務に従事する者は、勤務時間外においても緊急の場合、連絡が取れるような方法を講ずるものとする。

(6) 設備保全施工管理員の業務内容

設備保全施工管理員は、対象設備（2-1の16設備）を常に良好な状態に保全及び管理するため、設備保守点検員及び設備制御管理員と連携を図りながら、下記の①から⑨の業務を行うものとする。

- ① 点検結果等に基づき統計解析し、設備の健全度の判断を行うとともに、補修計画等の提案を行うものとする。
- ② 施設保守点検業務の技術的指導及び工程等の調整を行うものとする。
- ③ 設備台帳、管理用図面等の作成指導及び管理を行うものとする。
- ④ 調査職員の求めに応じて、設備運用に関する関係機関及び他業者（工事、コンサル、占用者等）との打合せに出席し助言するものとする。

- ⑤ 設備運用に関連する工事又は調査等の実施に伴う設備の機能停止範囲の確認、及び重要工作物近接工事の立ち会い等を行い、現場管理に万全を期すものとする。
- ⑥ 東・西換気所、管理事務所電気室の電気量、水道量の各種検針を行うものとする。
- ⑦ 集塵機の差圧計の検針は集塵機の点検時に行い、検針結果により集塵機のフィルタ交換時期を判断し、交換が必要な場合は、調査職員と協議するものとする。
- ⑧ 設備故障等の緊急時は、障害内容を把握し適切な復旧及び初期対応の検討を行い、設備保守点検員と調整し速やかに復旧等に努めるものとする。
- ⑨ その他、調査職員の指示に従うものとする。
なお、上記対応等について、それぞれ3-2の提出書類により調査職員に報告するものとする。

3-2 提出書類

設備保全施工管理業務の実績について、次の様式により調査職員に提出しなければならない。

- (1) 統計解析報告書（年報・月報）（任意様式）
- (2) 「設備保全施工管理員作業報告書」（様式3-1号）
- (3) 「業務打合簿」（様式1-1号）

なお、月報については翌月5日（3月にあっては3月31日）までに、年報については3月31日（土曜・日曜の場合は4月の最初の平日）までに提出するものとする。

3-3 業務履行日

業務履行日は、原則として下記の各号に掲げる日を除く日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

3-4 業務時間

業務を行う時間は、原則として神奈川県道路公社の勤務時間内とする。

3-5 設備保全施工管理員の不在届

設備保全施工管理員は、真鶴道路管理事務所を1日単位で不在とするときは、原則としてあらかじめ調査職員に「不在届」（様式3-2号）により報告するものとする。

ただし、不在時は設備保全施工管理業務に支障を来さないようにするものとする。

3-6 対象設備

設備保全施工管理業務の対象となる設備は、2-1と同様とする。

3-7 管理用自動車

設備保守点検業務と共用で使用するものとする。

第4章 設備制御管理業務

4-1 設備制御管理員

(1) 設備制御管理員の業務概要

設備制御管理員は24時間体制で、各種設備の稼働状況の監視、状態把握、必要に応じた割込み制御を行い、設備障害等発生時には設備保守点検員及び設備施工保全管理員と連携を図り早期復旧に対応するものとする。

また、道路利用者の安全な通行を図るため、気象状況、交通状況、事故発生状況等に常時留意し、交通管理隊や料金所と連携を図りながら必要な情報板の制御等を行うものとする。

(2) 業務に従事する設備制御管理員の資格

設備制御管理員は、下記の①から②に示す要件を満たすものとする。

- ① 監視設備等の監視・操作に従事する者は、電気・機械等設備監視システム等において3年以上の実務経験を有することとする。
- ② ただし、調査職員がそれと同等と認める者であればこの限りではない。

(3) 設備制御管理員届

乙は、設備制御管理業務を実施するにあたり、氏名、実務経験、その他必要事項を記載した「設備制御管理員届」（任意様式）を作成し、調査職員に提出するものとする。

(4) 設備制御管理員業務に従事する者の心得

本業務を実施するにあたっては、下記の①から③の事項を十分に心がけておかなければならない。

- ① 日常業務はもとより、非常時に際しても迅速適切かつ安全に業務を遂行するために、各種設備への理解を深めておくこと。
- ② 設備、機器の構造、動作及び操作方法並びに配電系統等への理解を深めておくこと。
- ③ 調査職員、交通管理隊及び料金所と相互に十分に連絡を保つこと。

(5) 連絡体制の確保

設備制御管理業務に従事する者は、勤務時間外においても緊急の場合、設備保全施工管理員と連絡が取れるように手段を講ずるものとする。

また、異常気象や事故などで通行に影響を及ぼす恐れがある場合は、公社職員に連絡を行うものとする。

4-2 業務の内容

業務内容は、(1) から (3) のとおりとする。

(1) 設備監視・制御

- ① 受配電等の電気設備、排風機等の換気設備、排水ポンプ等の排水設備及びトンネル内非常用等の設備の遠方監視及び運転操作を行うものとする。
- ② 真鶴道路の道路状況及び気象状況に応じ、道路情報板及び通行止ゲートの制御、拡声設備による放送を行うものとする。
- ③ 道路情報板の制御は、「真鶴道路道路情報板運用」（別紙-9）に則り行うものとする。
また、「通行止め」の判断については、原則として公社職員が行うものとする。ただし、公社職員の勤務時間外での「通行止め」の判断については、下記のとおりとする。
ア) 異常気象の場合、設備制御管理員は公社職員に連絡し、その指示を受けるものとする。

イ) 事故等緊急対応が必要と考えられる場合、設備制御管理員は交通管理隊に現地確認を要請し、その状況により交通管理隊の判断で「通行止め」を行うものとし、道路情報板の制御後、公社職員に連絡するものとする。

ウ) 設備制御管理員は「通行止め」の制御を行うとともに、「真鶴道路 交通規制（通行止）に伴う連絡一覧表」（別紙－１０）へファックス様式「交通規制情報」（別紙－１１）により情報提供を行うものとする。

- ④ 通行止めゲートの制御及び拡声設備による放送については、公社職員が設備制御管理員に指示するものとする。

ただし、公社職員の勤務時間外における大津波警報の発表など緊急を要する時は、設備制御管理員は公社職員の指示を待たずに通行止めゲートモニターにより周辺を確認し、制御するとともに拡声設備による放送を行うものとする。

- ⑤ 上記①から④に係る記録は、「運転監視日報」（様式４－１号）により調査職員に提出するものとする。

（２）異常時対応

設備の異常発生時の初期対応及び関係者への連絡、並びに現地復旧対応の後方支援等を行うものとする。

（３）統計資料の作成

設備制御管理結果に基づき、下記の①から⑩に関する「運転監視統計（日報・月報・年報）（任意様式）」を作成し調査職員に提出するものとする。

- ① 受電電圧、電流及び電力
- ② トンネル内計測装置データ（V I 計、C O 計及び風向風速計）
- ③ 各設備の運転状況
 - ・故障統計（故障原因、停止時間、故障発生時期）
 - ・停電統計（発生回数、停電時間）
- ④ トンネル照明点灯時間（点灯、消灯、調光及び減灯時刻）
- ⑤ トンネル換気設備運転時間
- ⑥ 自家発電設備運転時間
- ⑦ 路面排水設備運転時間
- ⑧ 気象観測計の状況
- ⑨ 電気の使用量に関する推移等
- ⑩ その他、調査職員が指示する項目

４－３ 業務の時間

設備制御管理は、毎日０時から２４時まで行うものとし、常時１名の勤務を要するものとする。

４－４ 対象設備

設備制御管理業務の対象となる設備は、２－１と同様とする。

4-5 業務の実施

乙は、設備制御管理業務について、(1)から(5)の事項に留意するものとする。

- (1) 設備制御管理業務にあたっては、真鶴道路の対象設備を十分理解した上で業務を行うものとする。
- (2) 運転操作にあたっては、その操作の目的、方法及び結果を十分理解したうえで操作を行うものとする。
- (3) 停電作業中は、作業区域がわかる表示を掲げ誤操作のないように監視する。
作業終了後、停電作業区域に送電を開始する場合は、現地の設備保守点検業務員等との連絡を密にし、十分に安全確認を行ったのちに送電を開始するものとする。
- (4) 設備の事故又は故障による停電あるいは通信回線断線が生じたときは、状況を把握し速やかに施設保全施工管理員に報告し、通行止め等の規制が必要な場合は、調査職員に報告し指示を受けるものとする。
- (5) トンネル火災発生時には、自ら非常用設備の制御等の初期対応を行い、設備保全施工管理員及び調査職員に速やかに報告するものとする。

4-6 提出書類

設備制御管理業務の対象となる書類について、調査職員に提出するものとする。

- (1) 「運転監視日報」(様式4-1号)及び「運転監視統計日報」(任意様式)は、翌日までに
- (2) 「運転監視統計月報」(任意様式)は、翌月5日(3月にあつては、3月31日)までに
- (3) 「運転監視統計年報」(任意様式)は、3月31日(土曜・日曜の場合は4月の最初の平日)までに
- (4) 「設備点検・制御管理員勤務予定表」(様式2-6号)は、前月25日(4月にあつては、4月1日)までに
また、「設備点検・制御管理員勤務実施表」(様式2-7号)は、翌月5日(3月にあつては、3月31日)までに

4-7 警備業法第22条に基づく警備員指導教育責任者の在籍等

乙は、警備業法第22条に基づく警備員指導教育責任者が、在籍するものとする。

なお、警備員指導教育責任者は、同施行規則第38条の定めにより、設備制御管理員の知識及び技能の向上を図るための教育を行うものとする。

第5章 設備維持修繕等業務

5-1 業務の内容

下記の設備維持修繕等の作業を行うものとする。

(1) 管球類交換作業

- ① 管球類交換については、毎月、定期夜間通行止時に交換を実施するものとする。
- ② 本業務の実施に伴い現場から発生した廃管球等の廃材等は放置せず、速やかに分別した後、東換気所の指定場所に保管するものとする。
なお、廃材の処分については、甲が行うものとする。
- ③ 廃材が発生する毎に「発生材調書」により整理を行うものとする。

(2) 清掃作業

① トンネル照明器具清掃工

トンネル内照明器具の清掃作業は、真鶴道路夜間通行止め時に真鶴トンネル(298箇所)及び新島トンネル(95箇所)の照明器具の表・裏を年1回手拭により行うものとする。

② 火災感知器清掃工

火災感知器の清掃作業は、真鶴道路夜間通行止め時に真鶴トンネル(66箇所)を4半期毎(4回/年)で手拭により行うものとする。

③ 排水スクリーン清掃工

排水スクリーン清掃は、ポンプ室(真鶴トンネル:東ポンプ室及び西ポンプ室の2箇所)水槽内へのゴミの流入を防止するために、設置されている全てのスクリーンの浮遊物を除去する清掃作業を、隔月(6回/年)で行うものとする。

除去を行った浮遊物は、管理事務所まで運搬を行い、処分については甲が行うものとする。

(3) 設備触手点検工

① 実施内容

設備触手点検の対象設備は、「設備触手点検対象一覧表」(別紙-12)により、トンネル内での落下の恐れのある照明、換気及び非常用設備等を対象とし、年1回行うものとする。

② 点検における着目箇所

- ・ 吊り金具・取り付け金具本体の健全性(腐食、損傷、変形、緩みの有無)
- ・ 覆工コンクリートの固定部における定着状況(金具の腐食やボルト・ナット等の脱落、抜け、緩みの有無)の状況の確認
- ・ 吊下げ標識、照明灯具、ケーブルラック、移動無線設備等については、配線・配管の脱落及び腐食等の問題ないかの点検

③ 点検方法

トンネル点検車を、乙が用意して、近接目視と打音、触手による点検を実施し、増し締め(マーキング)等の確認を行った上で、不具合があった場合は、その場で応急処置を行うものとする。

④ 設備触手点検報告書

点検結果は、「構造検査報告書」（様式5－1号）により調査職員に提出するものとする。

なお、点検の結果、不具合が発見された箇所については、

- ・不具合箇所の撮影
- ・応急対策状況の撮影
- ・対策後の撮影

を、全ての箇所について行い、報告書に添付するものとする。

また、問題のない箇所についても、各設備種別毎に必ず点検状況の写真を数枚提出するものとする。

(4) 交通規制（通行止規制）

定期夜間通行止規制は年に10回（8月（夏季休暇時期）、11月（夜間集中工事時期）除く）とする。

原則21：00～翌日5：00まで行なうものとし、実施日は別途指示するものとする。

ただし、緊急時並びに必要なに応じて行なう事があれば別途指示するものとする。

(5) 緊急対応等の設備維持修繕等工事

緊急対応等による設備維持修繕等工事の対象は、原則として設備保守点検の対象となる機械及び電気設備とし、仮復旧すべき箇所の緊急対応について乙が対策検討の上、調査職員と検討結果を協議し、調査職員の承認を得た上で、別途契約の設備維持修繕等工事を行うものとする。

(6) その他

上記（1）から（5）について、疑義又は設計数量などに変更が生じた場合は、調査職員と協議を行い、その指示に従うこと。

以 上

特記仕様書別紙書類・提出様式 一覧

別添

別紙書類	提出書類様式
第1章 一般事項	
別紙-1 月別資金計画書 別紙-2 神奈川県道路公社個人情報保護規程	様式 1-1号 業務打合簿 様式 1-2号 業務実施実績月報 様式 1-3号 業務中事故報告書 様式 1-4号 電気事故報告書 様式 1-5号 道路通行証等交付申請書 様式 1-6号 道路通行証等受領書 様式 1-7号 道路通行証等返納書
第2章 設備保守点検業務	
別紙-3 保守点検業務の対象設備(機械・電気) 別紙-4 設備保守点検業務点検回数総括表(機械設備) 別紙-5 設備保守点検業務点検回数総括表(電気設備) 別紙-6 設備保守点検業務年間予定表 別紙-7 設備保守点検業務点検項目一覧表(機械設備) 別紙-8 設備保守点検業務点検項目一覧表(電気設備)	様式 1-3号 電気事故報告書(再掲) 様式 2-1号 業務報告点検日報 様式 2-2号 点検報告書(機械設備) 様式 2-3号 点検報告書(電気設備) 様式 2-4号 設備保守点検業務実施予定表 様式 2-5号 設備保守点検業務実施表 様式 2-6号 設備点検・制御管理員勤務予定表 様式 2-7号 設備点検・制御管理員勤務実施表 様式 2-8号 故障等報告書 様式 2-9号 故障日報
第3章 設備保全施工管理業務	
	様式 1-1号 業務打合簿(再掲) 様式 3-1号 設備保全施工管理員作業報告書 様式 3-2号 不在届 任意様式 設備保全施工管理員届 任意様式 統計解析報告書(年報・月報)
第4章 設備制御管理業務	
別紙-9 真鶴道路道路情報板運用 別紙-10 真鶴道路交通規制(通行止)に伴う連絡一覧表 別紙-11 交通規制情報	様式 2-6号 設備点検・制御管理員勤務予定表(再掲) 様式 2-7号 設備点検・制御管理員勤務実施表(再掲) 様式 4-1号 運転監視日報 任意様式 設備制御管理員届 任意様式 運転監視統計日報 任意様式 運転監視統計月報 任意様式 運転監視統計年報
第5章 設備維持修繕等業務	
別紙-12 設備触手点検対象一覧表	様式 5-1号 構造検査報告書

真鶴道路 施設保守点検業務委託 月別資金計画書（参考事例）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
設備保守点検業務 計													
設備保守点検(機械)													
機械設備材料													
設備保守点検(電気)													
電気設備材料													
設備保全施工管理業務 計													
設備保全施工管理業務													
管理用自動車													
設備制御管理業務 計													
設備制御管理業務													
設備維持修繕等業務 計													
管球類交換作業													
清掃作業													
設備触手点検													
交通規制作業													
施設保守点検業務 計													
事務費													
業務委託費 計													
消費税相当額													
月別支払額 合計													年間計

※ 業務実施計画書を作成の上、資金計画表を提出

神奈川県道路公社個人情報保護規程

○神奈川県道路公社個人情報保護規程

平成2年12月20日
神道公規程第6号

神奈川県道路公社個人情報保護規程を次のとおり定める。

神奈川県道路公社個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、高度情報通信社会において、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、神奈川県道路公社(以下「公社」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条に定めるところによる。

- (1) 個人情報
- (2) 個人情報データベース等
- (3) 個人データ
- (4) 保有個人データ

(公社の責務)

第3条 公社は、あらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護のための県の施策に協力するものとする。

第4条 削除

(個人情報取扱業務の登録等)

第5条 公社は、原則として神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)第30条、第33条及び第34条に基づき、個人情報を取り扱う業務について、登録の申請、登録の変更の申請及び変更又は廃止の届出をするものとする。

(神奈川県道路公社個人情報保護委員会)

第6条 公社に、神奈川県道路公社個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事項、組織、運営等については、理事長が別に定める。

(利用目的の特定)

第7条 公社は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

(利用目的による制限)

第8条 公社は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しないものとする。

(適正な取得)

第9条 公社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

(取得に際しての利用目的の公表)

第10条 公社は、原則として、個人情報を取得した場合は、あらかじめ、その利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表するものとする。

(第三者提供の制限)

第11条 公社は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(個人データの適正管理)

第12条 公社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 公社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 公社は、その職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第13条 公社は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(職員の義務)

第14条 個人データの取扱いに従事する職員は、業務に関して知りえた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。

(廃棄)

第15条 公社は、保有する必要がなくなった個人データは、確実に、かつ、速やかに廃棄するよう努めるものとする。

(保有個人データの開示)

神奈川県道路公社個人情報保護規程

- 第16条 公社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合などを除き、原則として本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。
(保有個人データの訂正)
- 第17条 公社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
(保有個人データの利用停止)
- 第18条 公社は、本人から当該本人が識別される保有個人データが利用目的による制限に反して取り扱われているという理由又は偽りその他不正な手段により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止又は消去を行うものとする。
- 2 公社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第三者提供の制限に反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。
(苦情の処理)
- 第19条 公社は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
(管理者の指名等)
- 第20条 公社は、職員のうちから個人情報の管理者を指名するよう努めるものとする。
- 2 個人情報の管理者は、この規程に定められた事項を円滑に処理し、公社が保有する個人情報の取扱いに係る規程の整備や個人情報の取扱いに従事する者に対する研修の実施等、必要な措置を講ずるものとする。
(その他)
- 第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。
- 附 則
この規程は、平成2年12月20日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成17年4月1日から適用する。

機械設備

項目	単位	真鶴トンネル		新島トンネル	その他	合計	備考
		東換気所	西換気所				
(1) トンネル換気設備							
排風機	台	2	2			4	
ジェットファン	台	4				4	
クレーン装置	基	1	1			2	
(2) 計測設備							
煙霧透過率測定装置	組	2				2	
一酸化炭素分析装置	台	4				4	
風向風速測定装置	組	4	1			5	
計測盤	式	1				1	
(3) トンネル非常用設備							
消火栓	台	30				30	
消火器箱	台			11		11	
消火器	台	60		22		82	
火災検知器	台	66				66	
非常電話	台	10		7		17	
手動通報装置	台	38		14		52	
消火ポンプ	台	1				1	
水噴霧装置	式	1	1			2	ノズル 各28個
火災受信盤	式	1		1		2	
トンネル警報板	基	1	1	2		4	
制御盤	式	1		1		2	
屋外給水栓	台	2				2	両坑口 各1台
(4) 路面排水設備							
ポンプ設備	台	3	3			6	東西ポンプ室
クレーン装置	基	1	1			2	//

電気設備

項目	単位	真鶴トンネル		管理事務所	その他	合計	備考
		東換気所	西換気所				
(5) 受配電設備							
受配電設備	箇所	1	1	1		3	
(6) 直流電源、無停電電源設備							西換気所は
直流電源、無停電電源設備	箇所	無停電	直流	無停電		3	制御電源のみ
(7) 自家発電設備							
非常用発電装置	箇所	1				1	高圧6600V
可搬式発電装置	箇所	1	1	1		3	低圧 420V
(8) ラジオ再放送設備							
放送局	箇所	1				1	
(9) 道路情報板設備							A型2基はH28設置
道路情報板	基	A型(3基) C型(2基) D型(4基)				5	D型はトンネル警報板に含む
(10) 気象観測設備							
気象観測	箇所			1		1	
(11) 監視カメラ設備							
監視カメラ	箇所	起点(1台) 真鶴TN(2台) 岩大橋(2台) 湯河原橋(2台) 福浦IC(1台) 新島(1台)				9	
(12) 遠方監視制御設備		(子局)	(子局)	(本体・子局)			
遠方監視装置	箇所	1	1	2		4	
(13) 車種別車両感知装置					(岩IC)		
交通量計測	基				1	1	
(14) 通行止ゲート設備					(起点)		
通行規制装置	基				1	1	
(15) 拡声設備							
拡声放送装置	箇所	1				1	
(16) その他調査職員が定める設備							
道路照明、標識照明設備					(吉浜)		
道路照明	箇所	9	7	10	21	47	
蛍光灯類(蛍光灯型LED)照明	箇所	(ブースLED)	(非常用電話)	(標識TN)	(標識本線)		
		48	53	46	20	167	
トンネル照明		(真鶴)	(新島)				
	箇所	298	95			393	
その他							
料金所信号機	灯			12		12	料金所
ブリンカーライト	台	1	3	1		5	起点1・福浦2・岩1・終点1
自発光グリネーター	台		12			12	福浦IC
航路障害灯	灯	2				2	岩大橋
他(配線・配管(高圧・低圧))	式	1	1	1	1	4	真鶴道路全線

設備保守点検業務点検回数総括表(機械設備)

保守点検項目		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	備考
(1) トンネル換気設備						
排風機	真鶴トンネル		3回(昼)		1回(昼)	東西換気所
ジェットファン	真鶴トンネル		3回		1回	夜間
(2) 計測設備						
計測・付帯設備	真鶴トンネル			1回	1回	夜間
(3) トンネル非常用設備						
トンネル非常用設備	真鶴トンネル	10回(昼)		1回	1回	夜間
トンネル非常用設備	新島トンネル	10回(昼)		1回	1回	夜間
(4) 路面排水設備						
路面排水設備	真鶴トンネル	11回			1回	夜間

設備保守点検業務点検回数総括表(電気設備)

項		目		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	備考
(5)	受配電設備	総合点検	17- 1	受配電設備			1回	
		個別点検	30- 2	受変電設備(継電器類共通事項(誘導形))			1回	
		個別点検	30- 3	受変電設備(継電器類共通事項(静止形))			1回	
		個別点検	30- 5	閉鎖型受変電設備			1回	
		個別点検	32- 1	高圧設備(断路器)			1回	
		個別点検	32- 3	高圧設備(真空遮断器)			1回	
		個別点検	32- 5	高圧設備(モールド変圧器)			1回	
		個別点検	32- 6	高圧設備(計測用変成器)			1回	
		個別点検	32- 7	高圧設備(避雷器)			1回	
		個別点検	32-10	高圧設備(電力ヒューズ)			1回	
		個別点検	32-12	高圧設備(母線)			1回	
		個別点検	32-13	高圧設備(引込柱)			1回	
		個別点検	32-16	高圧設備(ケーブル)			1回	
		個別点検	33- 1	動力・電灯盤			1回	
		個別点検	34- 3	監視制御盤(コントロールセンタ)			1回	
(6)	直流電源・無停電設備	総合点検	17- 1	直流電源設備、無停電電源設備			1回	
		個別点検	13- 2	無停電電源設備(MSE形等)			1回	
		個別点検	33- 2	直流電源装置(遮断器投入用)(触媒栓付き)			1回	
		個別点検	33- 3	直流電源装置(遮断器投入用)(MSE形等)			1回	
(7)	自家発電設備	総合点検	17- 1	発動発電機			1回	高圧
		個別点検	30- 1	自家用電気設備環境点検			1回	高圧
		個別点検	37- 1	発動発電機(ディーゼル)原動機		3回	1回	高圧
		個別点検	37- 2	発動発電機(ディーゼル)非常用発電機		3回	1回	高圧
		個別点検	37- 4	発動発電機(ディーゼル)「煙道、消音器」			1回	高圧
		個別点検	37- 5	発動発電機(ディーゼル)発電機、制御盤			1回	高圧
		個別点検	37- 1	発動発電機(ディーゼル)原動機		3回	—	低圧可搬式
		点検整備	見 積	可搬式発電装置 125KVA			1回	低圧可搬式
点検整備	見 積	可搬式発電装置 170KVA			1回	低圧可搬式		
(8)	ラジオ再放送設備	総合点検	14- 1	ラジオ再放送装置			1回	【夜間】
		個別点検	21- 1	ラジオ再放送装置			1回	【夜間】
(9)	道路情報板設備	総合点検	12- 1	道路情報表示装置				毎日
		個別点検	18- 1	道路情報表示装置(主制御機)【HL7型】			1回	
		個別点検	18- 3	A形、B形字幕・透光式表示機			1回	
		個別点検	18- 4	HL 1～5 形 表示機 【HL7型】			1回	
(10)	気象観測設備	個別点検	22- 1	雨量計			1回	
		個別点検	22- 7	風向風速計			1回	
		個別点検	22- 8	温度計			1回	
		個別点検	22- 9	埋没路面温度計			1回	
(11)	監視カメラ設備	総合点検	10- 1	監視カメラ設備			1回	【夜間】
		個別点検	14- 1	カメラ設備(カメラ装置・機側装置)			1回	【夜間】
		個別点検	14- 2	監視制御設備(CCTV制御装置・操作器)			1回	【夜間】
(12)	遠方監視制御設備	個別点検	3- 1	遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)			1回	
		個別点検	3- 2	専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)			1回	
		個別点検	24- 2	液晶ディスプレイ			1回	
		個別点検	34- 1	監視制御盤(操作卓)			1回	
(13)	車種別車両感知装置	個別点検	22- 11	車種別車両感知器(センサ)			1回	【夜間】
		個別点検	22- 12	車種別車両感知器(中央装置)			1回	【夜間】
(14)	通行止ゲート設備	個別点検	20- 1	通行止装置(制御機・表示板・遮断機)			1回	【夜間】
(15)	拡声設備	個別点検	見積り	拡声装置(放送卓・スピーカー・回転灯)		2回		【夜間】
(16)	その他	個別点検		図書類、予備品等の確認			1回	

【記載事例】

真鶴道路 設備保守点検業務年間予定表

設備名	点検周期	〇〇年										備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月	
1 機械設備															
(1) トンネル換気設備(排風機)				③		⑫					③			③	
〃 (ジェットファン)				③				⑫			③			③	
(2) 計測設備 (-VI)					⑥真鶴						⑫真鶴				
〃 (-WS)			⑥真鶴								⑫真鶴				
〃 (-CO)					⑥真鶴							⑫真鶴			
(3) トンネル非常用設備															
〃 (真鶴トンネル)		①	①	①	①	①	⑥	①	①	①	①	①	①	⑫	A等級
〃 (新島トンネル)		①	①	①	①	①	⑥	①	①	①	①	①	①	⑫	B等級
(4) 路面排水設備		①	①	⑫	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	
2 電気設備															
(5) 受配電設備								⑫							
(6) 直流・無停電電源設備								⑫							
(7) 非常用発電設備			③			③				⑫			③		高圧6600V
可搬式発電設備			⑫	⑫		③				③			③		低圧 420V
(8) ラジオ再放送設備					⑫										
(9) 道路情報板設備												⑫			
(10) 気象観測設備(地震計含む)										⑫					
(11) 監視カメラ設備														⑫	道路情報板添架を含む
(12) 遠方監視制御設備												⑫			
(13) 車種別車両感知装置										⑫					
(14) 通行止ゲート設備					⑫										
(15) 拡声設備							⑥						⑥		
(16) その他															必要に応じ点検
道路照明・標識照明設備															
トンネル照明設備															
その他(信号機、警告灯他)															

※ ① 1ヶ月点検 ③ 3ヶ月点検 ⑥ 6ヶ月点検 ⑫ 1年点検